

富山県障害者雇用推進企業（とやま障害者フレンドリー企業）認証制度実施要綱

（通 則）

第1条 この要綱は、富山県障害者雇用推進企業認証制度の実施に必要な事項を定める。

（目 的）

第2条 この制度は、障害者の雇用に積極的に取り組んでいる企業等を富山県障害者雇用推進企業（以下「とやま障害者フレンドリー企業」という。）として認証し、その取組を広く紹介することにより、社会的に評価される仕組みをつくり、障害者雇用への理解と雇用の促進を図ることを目的とする。

（定 義）

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号によるものとする。

- (1) 企業等とは、富山県内に本店又は主たる事業所があり、常時雇用する労働者を有して事業活動を行う法人又は個人（国及び地方公共団体を除く。）をいう。
- (2) 常用労働者とは、次のいずれかに該当するもので、1年を超えて雇用されている労働者又は雇入れの時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者をいう。
 - ア 雇用期間の定めのない労働者
 - イ 一定期間を定めて雇用されている労働者であっても、その雇用期間が反復更新されて事実上アと同様の実態にあると認められる労働者
 - ウ 日々雇用される労働者であっても、雇用契約が日々更新されて事実上アと同様の実態にあると認められる労働者
- (3) 短時間労働者とは、常用労働者のうち1週間の所定労働時間が、当該企業に雇用する通常の労働者の1週間の所定労働時間と比べて短く、かつ、20時間以上30時間未満である労働者をいう。
- (4) 障害者の定義及び障害者雇用率の算定方法等については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）の規定による。

（認証基準）

第4条 知事は、次に掲げる要件をすべて満たしている障害者雇用に積極的な企業を「とやま障害者フレンドリー企業」として認証することができる。

- (1) 障害者雇用率が3.4%以上であること。ただし、常用労働者数37.5人未満の企業については、障害者を1人以上（短時間労働者である場合は2人）雇用していること。
- (2) 障害者の職場実習の受入れや、就労支援機関職員等の職場見学の受入れが可

能であること。

- (3) 特例子会社（法第44条第1項に規定する厚生労働大臣の認定を受けた子会社）ではないこと。
- (4) 就労継続支援A型事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第6条の10第1項）ではないこと。
- (5) 労働基準法、労働安全衛生法等、労働関係法規に違反する重大な事実がないこと。
- (6) 公序良俗に反する事業を行っていないこと。
- (7) その他認証するにふさわしくない事実がないこと。

（認証の申請）

第5条 前項の認証を受けようとする企業は、「とやま障害者フレンドリー企業」認証申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 会社概要
- (2) 公共職業安定所（ハローワーク）へ報告した「障害者雇用状況報告書」の写し（直近のもの）。ただし、常用労働者数が37.5人未満である企業にあっては、雇用する障害者の障害者手帳の写し
- (3) 「とやま障害者フレンドリー企業」必要事項申告書（様式第1号-2）
- (4) その他、知事が必要とする書類

（認証の決定）

第6条 知事は、前項に基づき提出された申請書の内容を審査し、当該企業が認証するにふさわしいと認めるときは、これを認証し、「とやま障害者フレンドリー企業認証書」（様式第2号）を交付するものとする。

- 2 知事は、前号の審査のために必要と認めるときは、当該企業の現地調査を行うことができるものとする。
- 3 認証の有効期間は、認証日の属する年度から起算して、3年目の3月31日とする。
- 4 知事は、認証しないときは、「とやま障害者フレンドリー企業」審査結果通知書（様式第3号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

（認証の取消し）

第7条 知事は、認証企業が第4条に定める基準を満たしていないことが明らかとなったとき、その他認証企業として適当でなくなつたと認めるときは、当該認証を取り消すことができるものとする。

（変更の届出）

第8条 認証企業は、次に掲げる事項に変更があつたときは、「とやま障害者フレ

ドリー企業」変更届出書(様式第4号)により、知事に届け出るものとする。

- (1) 企業の名称
- (2) 企業の所在地
- (3) 企業の代表者

(辞 退)

第9条 認証企業は、第4条に定める基準を満たすことができなくなった場合等で認証を辞退しようとするときは、速やかに、認証書を添付のうえ「とやま障害者フレンドリー企業」辞退届(様式第5号)を知事に届け出るものとする。

(シンボルマークの使用)

第10条 認証企業は、別に定める認証のシンボルマークを会社案内、名刺等に使用できるものとする。ただし、有償で頒布する製品等への使用を除くものとする。

(普及啓発)

第11条 知事は、認証企業の障害者雇用に関する取組をホームページや発行物等を通じて周知し、企業における障害者雇用についての普及啓発に努めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項については、別に定めることとする。

附 則

この要綱は、平成26年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。